



議 事 結 果

1 海老名市景観計画区域内における行為の届出にかかる景観形成基準への適合について（諮問）

（1）株式会社タカラグループによる建築物の新築及び開発行為

結論：令和7年12月25日付け海都計発第31号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ①植樹計画については、周辺環境に対して配慮するとともに、将来に渡って良好な緑地環境が維持できるよう配置し、併せて、維持管理計画を策定すること
- ②設備機器については、周辺からの見え方に配慮し、目隠しフェンスなどによる修景を施すこと
- ③建物外壁等の色彩計画については、壁面色の反射が及ぼす影響を考慮し、周辺に配慮した計画とすること

以上